

各 位 2023 年 6 月 23 日

当社グループ会社敷地内での土壌汚染対策法の要措置区域指定解除について

2022 年 9 月 30 日に静岡市から土壌汚染対策法の要措置区域に指定されましたセントラル硝子販売株式会社の旧静岡支店跡地につきまして、以下のとおり静岡市から区域指定を解除されましたので、お知らせいたします。

- 1. 静岡市による区域指定解除概要
- ① 区域指定解除内容

要措置区域(当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、 当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域)指定の解除

- 2 指定解除年月日2023年6月23日
- ③ 対象区域

静岡市葵区牧ケ谷2421番、2422番、2423番及び2424番のそれぞれの一部(別図の 通り)

- ④ 土壌の汚染状態が土壌溶出基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- ⑤ 実施措置内容

専門業者にて対策工事(汚染土壌の掘削除去工事)を実施。

以上

くご参考>

セントラル硝子販売株式会社(本社:東京都杉並区)は、当社子会社であるセントラル硝子プロダクツ株式会社の子会社であります。

≪本件に関するお問い合わせ先≫ セントラル硝子販売株式会社 経営管理室 TEL:03-5300-5280

(別図)

【周辺地図】



静岡市葵区牧ヶ谷 2424番(住居表示)の一部

静岡市葵区牧ヶ谷 2421 番、2422 番、2423 番及び 2424 番 (地番表示) のそれぞれの一部

【平面図】

要措置区域

